

平成 23 年第 18 回県教育委員会会議  
教育長報告

1 報告事項

職員の不祥事防止への新たな取り組みについて

2 事項の説明

庁内に不祥事防止委員会を設置し、不祥事の発生状況及び従来の対策などを分析したところ、① 20 ～ 30 代の若年層職員、臨時的任用職員への対策、②全職場での共通した取り組みの徹底、③定期的・継続的な取り組み、について十分な対策が取られていなかったことを反省し、次の 4 項目を新たに実施することで不祥事の根絶を目指すこととした。

【新たな取り組み】

(1) 「不祥事事例・自己点検シート」の作成、配布

(7) 過去に教育庁職員が起こした具体的な不祥事事例を基に共通する兆候や予防に役立つと思われるチェックポイントを記載した自己点検シートを作成し、全職員に配布する。

また、実際に起こった事例をもとに、不祥事の発生状況詳細、行為の結果（懲戒処分の内容）などの情報を全職員で共有する。

(4) 当該シートを職員個人の意識啓発や職場内研修等に活用する。

(2) コンプライアンス向上月間の設定及び職場内研修の充実

(7) コンプライアンス向上月間を飲酒機会の多い 4 月・12 月や、夏休み期間中の 8 月に設定し、重点的にコンプライアンス向上のキャンペーンを行う。

(4) 各職場、学校（学年、教科、班別等に設置）にコンプライアンスリーダー（若年層職員）を新たに置き、月間中にリーダーを中心とした職場内研修会を開催。

(7) 職場内研修会の終了後は、速やかに結果を本庁に報告する。

(3) 職場関係での飲酒を伴う会合への対応

過去の飲酒運転関連の不祥事では、職場関係での飲酒会合へ出席後に飲酒運転で検挙されるケースが全体の 4 割を超えており、多い。

職場関係の飲酒会合の席では、参加者に自動車使用の有無を確認するなど「飲酒運転を出さない」取り組みを実施する。

(4) 臨時的任用職員に対する服務規律研修の実施

臨時的任用職員の不祥事も多いが、当該職員は採用時期が一定でないこと、雇用期間が短いことなどの理由により、従来、不祥事防止への取り組みが不十分であったことから、採用と更新時に職場での研修を実施する。